

| 現行 | 改正（案） |
|---|---|
| <p>(名 称) 第 1 条 本検討会は、「本町橋・水辺の賑わい拠点づくり検討会」と称する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 本検討会は、大阪都心部の「水の回廊」の一角を占める東横堀川において本町橋船着場周辺地域が、水辺の賑わい拠点となることをめざし、その具体内容を検討する。</p> <p>(活 動) 第 3 条 本検討会は、前条の目的達成のため次の活動を行う。 (1) 本町橋船着場周辺の水辺の賑わい拠点づくりに向けた検討 (2) 本町橋船着場周辺の水辺を活用する実験事業の協力 (3) その他、本検討会の目的達成のために必要とする活動</p> <p>(組 織) 第 4 条 本検討会の委員は、別表の通りとする。</p> <p>(会 議) 第 5 条 本検討会の会議は、必要に応じて開催する。 2. 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p> | <p>(名 称) 第 1 条 本検討会は、「本町橋・水辺の賑わい拠点づくり検討会」(以下、「検討会」という。)と称する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 検討会は、大阪都心部の「水の回廊」の一角を占める東横堀川において本町橋船着場周辺地域が、水辺の賑わい拠点となることをめざし、その具体内容を検討する。</p> <p>(活 動) 第 3 条 検討会は、前条の目的達成のため次の活動を行う。 (1) 本町橋船着場周辺の水辺の賑わい拠点づくりに向けた検討 (2) 本町橋船着場周辺の水辺を活用する実験事業の協力 (3) その他、本検討会の目的達成のために必要とする活動</p> <p>(組 織) 第 4 条 検討会は、別表の団体により構成する。</p> <p>(会 議) 第 5 条 検討会の会議は、必要に応じて開催する。 2. 検討会の活動は、構成団体の合意により進めるものとする。</p> |

(部 会)

第 6 条

本検討会内に、必要に応じて部会を設置することができる。

(事 務 局)

第 7 条

本検討会の事務局は、一般社団法人水都大阪パートナーズと本町橋 100 年会（事務局：大阪商工会議所）が行う。

(会 計)

第 8 条

本検討会の会計は、助成金、寄付金、その他収入を当てる。

2. 本検討会の事業及び会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(付 則)

この規約は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。

(部 会)

第 6 条

検討会内に、必要に応じて部会を設置することができる。

(事 務 局)

第 7 条

検討会の事務局は、大阪市経済戦略局・建設局と本町橋 100 年会事務局（大阪商工会議所）が行う。

削除

(附 則)

この規約は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成 31 年 月 日から施行する。

(別 表)

本町橋・水辺の賑わい拠点づくり検討会 委員

大阪府中央区役所
汎愛連合振興町会
中大江西連合振興町会
本町橋100年会
東横堀川水辺再生協議会
大阪シティクルーズ推進協議会
大阪小型水上旅客船協議会
一般社団法人水都大阪パートナーズ

(以上 8団体)

(別 表)

本町橋・水辺の賑わい拠点づくり検討会 構成団体

順不同

| 団体名 |
|----------------|
| 中大江西連合振興町会 |
| 汎愛連合振興町会 |
| 本町橋100年会 |
| 東横堀川水辺再生協議会 |
| 大阪シティクルーズ推進協議会 |
| 大阪小型水上旅客船協議会 |
| 大阪府中央区役所市民協働課 |

(以上 7団体)

事務局

| |
|-----------------------|
| 大阪府経済戦略局観光部観光課 |
| 大阪府建設局下水道河川部河川課 |
| 本町橋100年会事務局 (大阪商工会議所) |